

2016年12月1日以降出発の方用

個人セットプラン 保険期間
(旅行期間) 31日まで



H.S. insurance

エイチ・エス損保の 海外旅行保険

2016年
12月1日以降
出発の方用



旅先の不安をしっかりサポート

航空機の遅延や預けた手荷物の遅延など
旅行中の思いがけない事故に!

「旅行事故緊急費用」

充実の治療・救援費用

「無制限」

(治療・救援費用無制限タイプの場合)

旅行中の通貨の盗難を補償!

「通貨盗難補償」

NEW!

世界の提携医療機関で対応

キャッシュレス医療サービス

24時間365日 日本語で対応

エイチ・エスサポートセンター

個人セットプラン (保険期間31日まで)のご案内

こんなときに保険金をお支払いします！

▶ケガや病気の補償

詳細は、ページ⑤～⑥の 海外旅行保険の概要 (保険期間31日まで用) をご覧ください。

治療・救援費用



旅行中のケガで
治療・入院が
必要になった場合



旅行中の病気
で治療・入院が
必要になった場合



旅行中のケガや病気
で3日以上入院し、
救援のために日本から
家族が駆けつけた場合

傷害死亡



旅行中のケガが原因で
亡くなった場合

傷害後遺障害



旅行中のケガが原因で
後遺障害が生じた場合

疾病死亡

旅行中の病気
が原因で
亡くなった場合

▶その他の補償

詳細は、ページ⑦～⑧の 海外旅行保険の概要 (保険期間31日まで用) をご覧ください。

携行品



旅行中に誤って
カメラを落とし、
壊してしまった場合

通貨盗難



旅行中に通貨が
盗難された場合

賠償責任



浴槽からお湯を溢れ
させ、ホテルの部屋
中を水浸しにしてし
まうなど損害賠償
責任を負った場合

旅行事故緊急費用



搭乗時に航空会社に
預けた手荷物が、
航空機が目的地に到着後
6時間以上経っても
目的地に届かず身の回り
品を買った場合



悪天候、機体の異常
などにより、搭乗予定の
航空機が欠航し、予定外の
ホテル代が発生した場合



急病で入院して
オプションツアーに
参加できずキャンセル
費用が発生した場合

旅行中の偶然な事故により上記のような費用の支出が必要となった場合、その費用を補償します。

▶オプションの補償

旅行変更費用 [オプション] (出国中止費用補償対象外特約セット)

旅行中に家族が亡くなったり、
危篤になり、旅行をとりやめ帰国したため、
旅行のキャンセル費用が発生した場合

留守宅家財盗難 [オプション]

旅行中に自宅の家財が盗難にあった場合

クルーズ旅行取消費用 [オプション]

クルーズ旅行に参加する予定だったが、
3日以上入院し、旅行に参加できず、
旅行のキャンセル費用が発生した場合

- ご契約タイプによりセットされる補償が異なりますのでページ③～④の「ご契約タイプ一覧表」でご確認ください。
- 「オプションの補償」は、追加保険料をお支払いいただくことによりセットすることができます。詳細は取扱代理店までお問い合わせください。

エイチ・エス損保の海外旅行保険は、ケガや病気・盗難など、
海外旅行中に思いがけなく発生するアクシデントからあなたをお守りします！

旅行中に事故で困ったとき、お客様をサポートします！

エイチ・エス サポートセンターは
24時間365日日本語対応で
安心のサポートをご提供します！*

旅行中のケガや病気のときの
キャッシュレス提携医療機関の紹介・手配
をはじめ各種のサービスで
お客様をサポートします。



▶医療機関の紹介・手配など

最寄りの医療機関や専門医、日本語の話せる医師・医療機関などの
紹介・手配をします。

▶入院・転院の手配

適切な治療を行うため設備の整った病院や専門医のいる病院への
入院・転院の手配をします。

▶緊急移送時などの輸送機関の手配

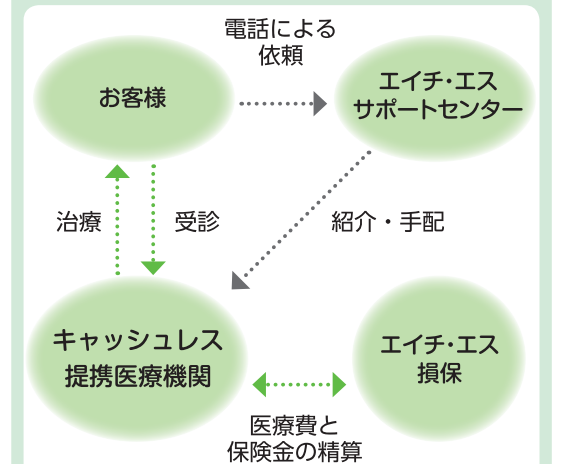
必要な輸送機関を患者さんの状況に応じて手配します。

▶電話による医療通訳サービス

▶パスポートやクレジットカードの紛失・盗難時の手続き案内

キャッシュレス 医療サービス*

キャッシュレス提携医療機関では、窓口
で保険契約証 (保険証券) とパスポート
を提示することで、お客様はキャッシュ
レスで診療を受けることができます。



旅行かばん/ カメラ・ビデオカメラ等 修理サービス*

(帰国後のサービスとなります。)

「携行品」の補償で対象となる偶然な事故によりスーツケースやカメラ等が
破損した場合、提携する修理業者が、引取・修理・納品までを一貫して行
う「修理サービス」をご利用いただけます。(本サービスのご提供は、携行
品損害補償特約がセットされているお客様に限りです。詳しくは、サポ
ートブックをご覧ください。)

*サービス提供に伴う実費が、ご契約いただいた保険金額 (ご契約金額) や支払限度額を超過する場合の超過部分や、当社海外旅行保険でお支払いの対象とならない費用
については、お客様のご負担となります。

旅先で実際にこんなトラブルが起きています！

事故例 CASE1



カナダで、エコノミークラス症候
群 (肺塞栓症) により、入院。治療
後、医師付き添いで日本へ搬送さ
れ国内の病院へ再入院。治療費、
救援費、帰国のための航空運賃、
付き添い医師・看護師の航空運賃、
日本での治療費等が発生。

お支払い保険金
合計約 **1,800万円**

<エイチ・エス損保調べ>

治療・救援費用の特長

- ケガや病気になったことにより、必要となった治療費や救援
費に加え、旅行行程を離脱した場合に、当初の旅行行程に復
帰または直接帰国するための交通費・宿泊費も補償します！
- 入院により必要となった身の回り品購入費や国際電話料など
の通信費を補償します！

事故例 CASE2



スペインで、荷物を持ち替えるた
め手に持っていたスマートフォン
をバックに入れた直後にスリにあ
い、バックからスマートフォンを
盗まれた。

お支払い保険金
約 **8万9千円**

<エイチ・エス損保調べ>

携行品の特長

携行品損害について、再調達価額*でお支払い！

※同一の質、用途、規模、型、能力の物を新たに購入するのに
必要な額 (修理可能な場合には、修理金額を限度) を損害額と
します。ただし、1点あたり10万円がお支払いの限度となり
ますので、ご注意ください。

おすすめ

海外では、治療・救援費用が高額になりがちです。エイチ・エス損保では、自己負担額の心配がない治療・救援費用「無制限」
のタイプをおすすめしています！

●ご契約タイプ一覧表

ご契約タイプを選び、申込書のご契約タイプ欄にご記入ください。

重要！

下記に該当する場合は、傷害死亡保険金額および疾病死亡保険金額について、それぞれ1,000万円以下のご契約タイプからお選びください。※

- ①被保険者(ご旅行者=保険の対象となる方)が保険期間の初日において、満15歳未満の場合
- ②被保険者(ご旅行者=保険の対象となる方)の年齢にかかわらず、ご契約者と被保険者が異なり、申込書に被保険者同意署名がない場合

※上記①または②に該当する場合で、同種の補償内容の他の保険契約等があるときは、傷害死亡保険金額および疾病死亡保険金額について、それぞれ他の保険契約等と合算で、1,000万円以下としてください。

※被保険者が保険期間の初日において満81歳以上の場合は次のプランからご契約タイプをお選びください。

・81歳～85歳までの方 プラン4またはプラン5 ・86歳以上の方 プラン5

15歳～69歳までの方用

ご契約者と被保険者が同じ場合

ご契約者と被保険者が異なる場合

この保険の被保険者となることについて被保険者に同意の署名をもらえる場合

この保険の被保険者となることについて被保険者に同意の署名をもらえない場合

プラン1をおすすめします！
(プラン2からもお選びいただけます)

プラン2からお選びください！

0歳～14歳までの方用



ご契約タイプ		プラン1					
		おすすめ 治療・救済費用無制限					
		L05	L23	L02	L01	M23	M01
保険金額(ご契約金額)	傷害死亡	5,000万円	3,000万円	2,000万円	1,000万円	3,000万円	1,000万円
	傷害後遺障害	5,000万円	3,000万円	2,000万円	1,000万円	3,000万円	1,000万円
	治療・救済費用	無制限	無制限	無制限	無制限	2,000万円	1,000万円
	疾病死亡	3,000万円	2,000万円	2,000万円	1,000万円	2,000万円	1,000万円
	賠償責任	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円
	携行品	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円
	通貨盗難(自己負担額5,000円)	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円
	旅行事故緊急費用	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円
保険期間(旅行期間)		お支払いいただく保険料					
1日		4,940円	3,870円	3,540円	2,800円	3,550円	2,440円
2日		5,880円	4,770円	4,420円	3,660円	4,390円	3,230円
3日		6,610円	5,450円	5,080円	4,290円	4,990円	3,770円
4日		7,200円	5,990円	5,600円	4,780円	5,460円	4,180円
5日		8,090円	6,830円	6,420円	5,570円	6,220円	4,880円
6日		8,890円	7,610円	7,190円	6,330円	6,920円	5,550円
7日		9,570円	8,260円	7,830円	6,950円	7,500円	6,090円
8日		10,420円	9,030円	8,560円	7,640円	8,150円	6,640円
9日		11,160円	9,720円	9,230円	8,280円	8,770円	7,200円
10日		11,760円	10,290円	9,790円	8,820円	9,250円	7,640円
11日		12,580円	11,090円	10,580円	9,600円	9,960円	8,320円
12日		13,200円	11,660円	11,130円	10,120円	10,450円	8,750円
13日		13,860円	12,290円	11,750円	10,720円	11,010円	9,280円
14日		14,400円	12,790円	12,230円	11,180円	11,440円	9,660円
15日		14,950円	13,290円	12,710円	11,630円	11,880円	10,030円
17日まで		15,820円	14,110円	13,510円	12,400円	12,600円	10,690円
19日まで		17,010円	15,230円	14,600円	13,450円	13,590円	11,590円
21日まで		18,300円	16,420円	15,750円	14,540円	14,640円	12,530円
23日まで		19,490円	17,540円	16,840円	15,590円	15,620円	13,430円
25日まで		20,570円	18,530円	17,790円	16,490円	16,490円	14,190円
27日まで		21,820円	19,720円	18,960円	17,620円	17,550円	15,170円
29日まで		23,000円	20,820円	20,030円	18,640円	18,530円	16,050円
31日まで		24,220円	21,950円	21,120円	19,680円	19,500円	16,910円

プラン2	
L01	M81
1,000万円	1,000万円
1,000万円	1,000万円
無制限	1,000万円
1,000万円	500万円
1億円	1億円
30万円	30万円
3万円	3万円
5万円	5万円
お支払いいただく保険料	
2,800円	2,240円
3,660円	3,030円
4,290円	3,560円
4,780円	3,970円
5,570円	4,660円
6,330円	5,330円
6,950円	5,870円
7,640円	6,420円
8,280円	6,970円
8,820円	7,410円
9,600円	8,090円
10,120円	8,510円
10,720円	9,040円
11,180円	9,420円
11,630円	9,780円
12,400円	10,440円
13,450円	11,330円
14,540円	12,260円
15,590円	13,160円
16,490円	13,910円
17,620円	14,880円
18,640円	15,750円
19,680円	16,610円

■ご注意いただきたいこと

- このパンフレットに記載のご契約タイプは保険期間(旅行期間)31日まで専用のタイプです。保険期間(旅行期間)が32日以上の場合は、ご契約いただけるタイプが異なりますので、「保険期間(旅行期間)32日以上」専用のパンフレットをご覧ください。
- 下記の年齢は旅行出発日における満年齢です。
- ピッケル等の登山用具を使用するかまたはロッククライミング等の登山、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、職務以外での航空機操縦等の危険なスポーツを行う場合は原則としてお引受けできません。お引受けできる場合でも割増保険料が必要です。割増保険料のお支払いのない場合は保険金が支払われないことや削減されることがあります。
- 申込書の記入内容によってはお引受けできない場合がありますので取扱代理店またはエイチ・エス損保までお問い合わせください。
- 年齢により、ご加入できるタイプが異なります。なお、被保険者(ご旅行者)が満20歳未満の場合は、親権者の方がご契約をお申し込みください。
- 補償項目によっては、下記の保険金額とは別にお支払いの限度を定めているものがあります。詳しくはページ⑤～⑧の海外旅行保険の概要(保険期間31日まで用)をご覧ください。
- 治療・救済費用の「無制限」とは、治療・救済費用補償特約の保険金額(支払限度額)を無制限とするものです。終身にわたって治療費用を補償するものではなく、ケガの場合は事故の発生の日からその日を含めて180日以内、疾病の場合は治療開始日からその日を含めて180日以内に要した費用に限りま。また、費用ごとに金額や人数の限度が定められています。

70歳～80歳までの方用

ご契約者と被保険者が同じ場合

ご契約者と被保険者が異なる場合

この保険の被保険者となることについて被保険者に同意の署名をもらえる場合

この保険の被保険者となることについて被保険者に同意の署名をもらえない場合

プラン3をおすすめします！
(プラン4・5からもお選びいただけます)

プラン4からお選びください！
(プラン5からもお選びいただけます)

ご契約タイプ		プラン3		
		L53	M53	M32
		L53	M53	M32
保険金額(ご契約金額)	傷害死亡	3,000万円	3,000万円	2,000万円
	傷害後遺障害	3,000万円	3,000万円	2,000万円
	治療・救済費用	無制限	1,500万円	1,500万円
	疾病死亡	500万円	500万円	300万円
	賠償責任	1億円	1億円	1億円
	携行品	30万円	30万円	30万円
	通貨盗難(自己負担額5,000円)	3万円	3万円	3万円
	旅行事故緊急費用	5万円	5万円	5万円
保険期間(旅行期間)		お支払いいただく保険料		
1日		3,660円	3,230円	2,810円
2日		4,660円	4,140円	3,700円
3日		5,410円	4,790円	4,340円
4日		6,030円	5,310円	4,830円
5日		6,960円	6,130円	5,630円
6日		7,860円	6,920円	6,410円
7日		8,590円	7,550円	7,030円
8日		9,500円	8,310円	7,750円
9日		10,280円	8,990円	8,410円
10日		10,950円	9,540円	8,940円
11日		11,860円	10,330円	9,720円
12日		12,510円	10,870円	10,240円
13日		13,220円	11,490円	10,850円
14日		13,810円	11,990円	11,330円
15日		14,380円	12,460円	11,780円
17日まで		15,320円	13,270円	12,560円
19日まで		16,600円	14,360円	13,630円
21日まで		17,930円	15,510円	14,730円
23日まで		19,210円	16,610円	15,800円
25日まで		20,340円	17,580円	16,730円
27日まで		21,670円	18,740円	17,860円
29日まで		22,900円	19,790円	18,880円
31日まで		24,230円	20,900円	19,940円

81歳～85歳までの方用



86歳以上の方用



プラン5からお選びください！

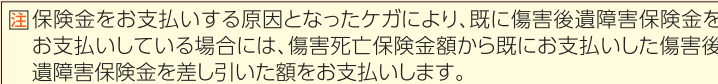
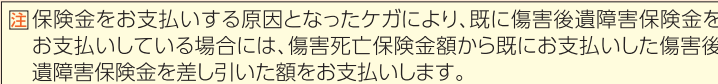
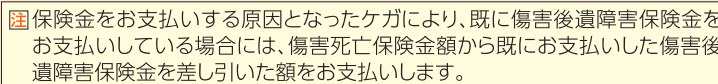
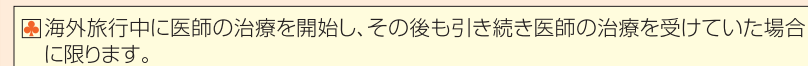
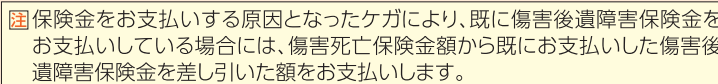
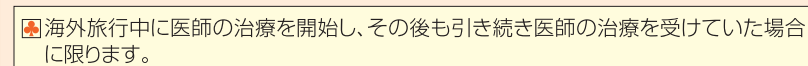
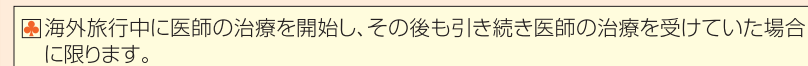
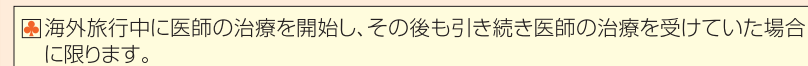
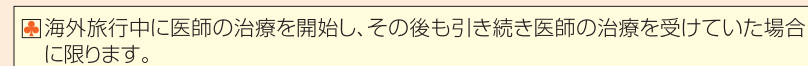
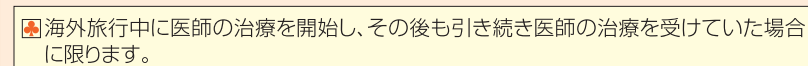
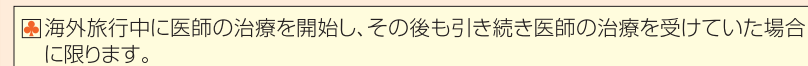
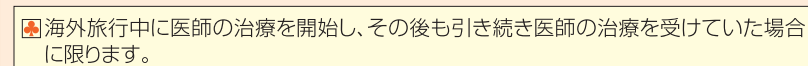
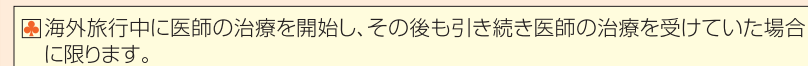
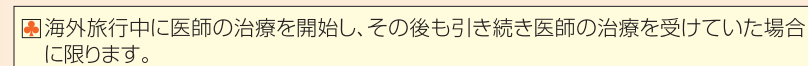
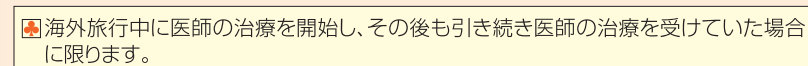
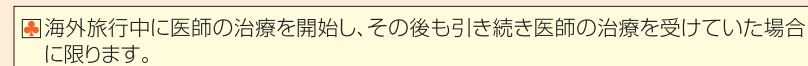
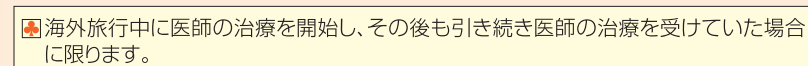
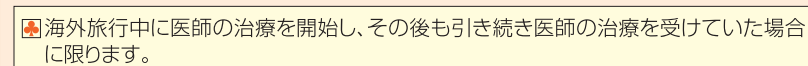
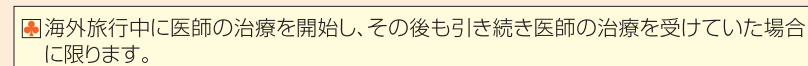
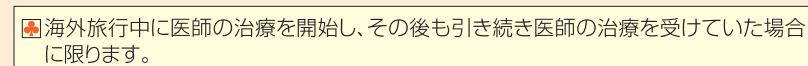
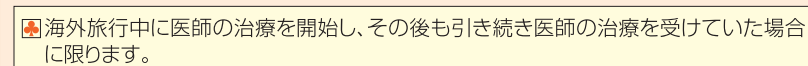
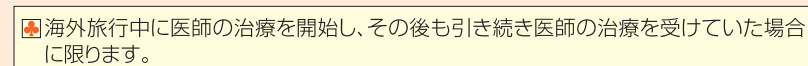
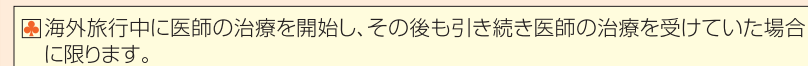
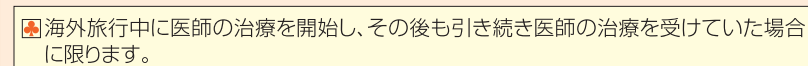
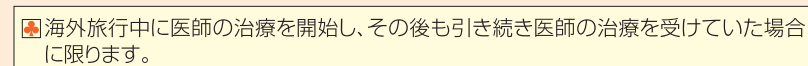
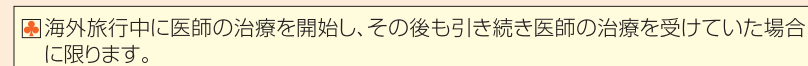
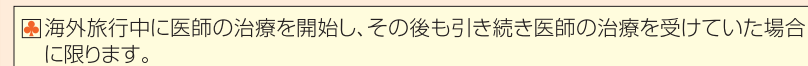
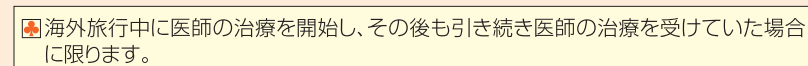
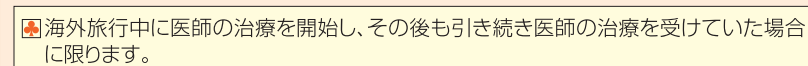
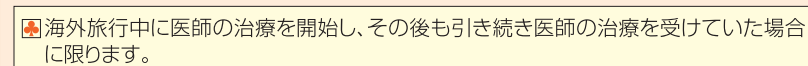
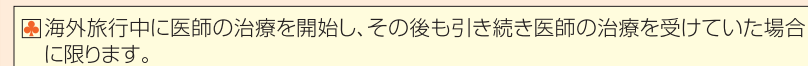
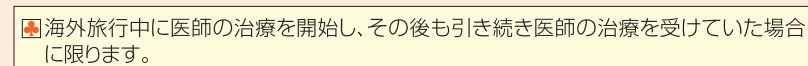
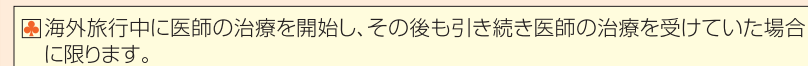
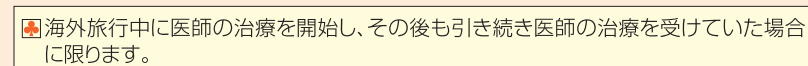
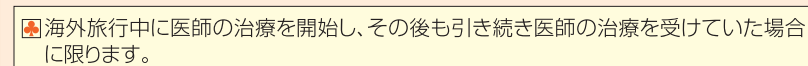
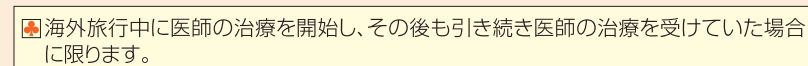
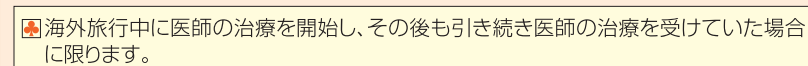
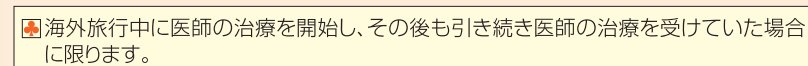
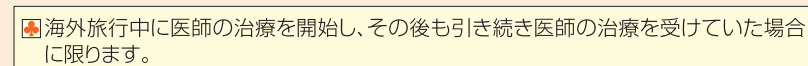
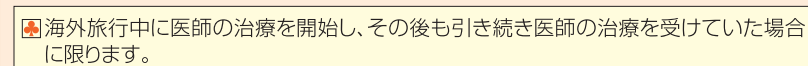
プラン4		
L31	M31	M11
1,000万円	1,000万円	1,000万円
1,000万円	1,000万円	1,000万円
無制限	1,000万円	1,000万円
300万円	300万円	—
1億円	1億円	1億円
30万円	30万円	30万円
3万円	3万円	3万円
5万円	5万円	5万円
お支払いいただく保険料		
2,910円	2,450円	2,330円
3,870円	3,300円	3,180円
4,590円	3,920円	3,790円
5,160円	4,380円	4,250円
6,050円	5,150円	5,020円
6,930円	5,920円	5,790円
7,640円	6,520円	6,380円
8,470円	7,180円	7,040円
9,210円	7,810円	7,670円
9,850円	8,320円	8,180円
10,740円	9,080円	8,940円
11,350円	9,570円	9,430円
12,040円	10,170円	10,020円
12,590円	10,610円	10,460円
13,120円	11,050円	10,900円
14,010円	11,790円	11,640円
15,240円	12,820円	12,660円
16,480円	13,860円	13,700円
17,700円	14,890円	14,720円
18,750円	15,760円	15,590円
20,030円	16,850円	16,680円
21,200円	17,830円	17,650円
22,440円	18,840円	18,660円

プラン5	
M36	M86
500万円	500万円
500万円	500万円
1,000万円	1,000万円
300万円	—
1億円	1億円
30万円	30万円
3万円	3万円
5万円	5万円
お支払いいただく保険料	
2,290円	2,170円
3,130円	3,010円
3,740円	3,610円
4,190円	4,060円
4,950円	4,820円
5,710円	5,580円
6,310円	6,170円
6,950円	6,810円
7,570円	7,430円
8,080円	7,940円
8,830円	8,690円
9,310円	9,170円
9,910円	9,760円
10,330円	10,180円
10,770円	10,620円
11,490円	11,340円
12,510円	12,350円
13,530円	13,370円
14,540円	14,370円
15,390円	15,220円
16,480円	16,310円
17,440円	17,260円
18,430円	18,250円

※「重要な事項等のご説明（重要事項等説明書）」（ページ9～）をあわせてご参照ください。

- 海外旅行中…保険期間(保険のご契約期間)中で、かつ被保険者が海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの旅行行程中をいいます。
- 被 保 険 者…保険の対象となる方または補償を受ける方をいいます。

ケガや病気の補償

保険金をお支払いする主な場合		お支払いする保険金		保険金をお支払いできない主な場合																																																																											
傷害死亡	海外旅行中の事故によるケガが原因で事故の発生の日からその日を含めて 180日以内 に死亡した場合		傷害死亡保険金額の全額を被保険者の法定相続人にお支払いします。(死亡保険金受取人を指定した場合は、死亡保険金受取人にお支払いします。)		たとえば ①保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者の故意・重大な過失 ②戦争、革命などの事変(ただし、テロはお支払いの対象となります。) ③放射能汚染 ④被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ⑤脳疾患・疾病、心神喪失 ⑥妊娠・出産・早産・流産 ⑦酒気帯び運転、無資格運転、麻薬等を使用した運転中の事故 ⑧むちうち症、腰痛などで医学的他覚所見のないもの …など																																																																										
	海外旅行中の事故によるケガが原因で事故の発生の日からその日を含めて 180日以内 に身体に後遺障害が生じた場合		後遺障害の程度に応じて傷害後遺障害保険金額の4～100%をお支払いします。お支払いする額は、保険期間を通じ合計して傷害後遺障害保険金額が限度となります。																																																																												
疾病死亡	①海外旅行中に病気により死亡した場合 ②海外旅行中に発病した病気または海外旅行終了後 72時間以内 に発病した病気(海外旅行中にその病気の原因が発生した場合に限ります。)により、海外旅行終了日からその日を含めて 30日以内 に死亡した場合(ただし、海外旅行終了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始したものに限りします。) ③海外旅行中に感染した特定の感染症(☆)により、海外旅行終了日からその日を含めて 30日以内 に死亡した場合		疾病死亡保険金額の全額を被保険者の法定相続人にお支払いします。(死亡保険金受取人を指定した場合は、死亡保険金受取人にお支払いします。)		上記①～④に加え、たとえば ・妊娠・出産・早産・流産およびこれらに基づく病気 ・歯科疾病 …など																																																																										
	● 傷害・疾病治療費用部分 ①海外旅行中の事故によるケガが原因で医師の治療を受けた場合(義手・義足の修理を含みます。) ②海外旅行中に発病した病気または海外旅行終了後 72時間以内 に発病した病気(海外旅行中にその病気の原因が発生した場合に限ります。)により、海外旅行中または海外旅行終了後 72時間を経過するまで に医師の治療を開始した場合 ③海外旅行中に感染した特定の感染症(☆)により、海外旅行終了日からその日を含めて 30日を経過するまで に医師の治療を開始した場合		● 傷害・疾病治療費用部分 1回のケガ・病気について、現実に出した次の費用のうち社会通念上妥当な金額を、救援費用部分と合算で治療・救援費用保険金額の範囲内でお支払いします。 ただし、ケガの場合は事故の発生の日から、病気の場合は治療開始日からその日を含めて 180日以内 に要した費用に限ります。			①治療のために支出した次の費用 ア.診療費関係(保険金請求のために必要な医師の診断書料を含みます。) イ.緊急移送費 ウ.ホテル等の宿泊施設の客室料(治療を要する場合において医師の指示によりホテル等の宿泊施設で静養するときの客室料) エ.入院・通院のための交通費および通訳雇入費 ②入院により必要となった次の費用(合計して20万円限度) ア.身の回り品購入費(5万円限度) イ.国際電話料などの通信費 ③治療の結果旅行行程離脱となった場合、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するための交通費・宿泊費(払い戻しを受けた金額または負担することを予定していた金額は差し引きます。) ④法令に基づき、公的機関により消毒を命じられた場合の消毒費用 ⑤家事従事者が帰国後も入院した場合に必要なホームヘルパーの雇入費用、被保険者と同居の親族を保育所へ預け入れるための費用	上記①～③、⑧に加え、たとえば ・被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為(ただし、自殺行為を行い、その行為の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合の救援費用はお支払いの対象となります。) ・酒気帯び運転、無資格運転中の事故(ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合の救援費用はお支払いの対象となります。) ・麻薬等を使用した運転中の事故 ・ 妊娠・出産・早産・流産 およびこれらに基づく病気による治療費用および入院による救援費用。 ただし、保険期間が31日以内の契約に限り、妊娠初期の異常(妊娠満22週以後に発生したものは除きます。) により医師の治療を開始した場合には お支払いの対象となります 。 ・歯科疾病 ・海外でのカイロプラクティック、鍼(はり)または灸(きゅう)による治療 …など																																																																								
治療・救援費用	● 救援費用部分 ①海外旅行中の事故によるケガが原因で事故の発生の日からその日を含めて 180日以内 に死亡した場合 ②海外旅行中に病気または妊娠・出産・早産・流産により死亡した場合 ③海外旅行中に発病した病気(♣)により、海外旅行終了日からその日を含めて 30日以内 に死亡した場合 ④海外旅行中の事故によるケガまたは海外旅行中に発病した病気(海外旅行中に医師の治療を開始した病気に限ります。)により 3日以上 続けて入院した場合 ⑤搭乗中の航空機、船舶が行方不明もしくは遭難した場合、事故により生死が確認できない場合、捜索・救助活動が必要となったことが警察等公的機関により確認された場合 ⑥海外旅行中に誘拐された場合または行方不明になった場合(救援者費用等追加補償特約)		● 救援費用部分 1回の事故等について、保険契約者、被保険者およびその親族が実際に支出した次の費用のうち社会通念上妥当な金額を、傷害・疾病治療費用部分と合算で治療・救援費用保険金額の範囲内でお支払いします。(左記「保険金をお支払いする主な場合」の⑥の場合は、300万円限度)		● 救援費用部分 ①捜索救助費用 ②現地までの航空運賃等の往復運賃(救援者3名分限度) ③現地および現地までの行程におけるホテル等の宿泊施設の客室料(救援者3名分限度かつ1名について 14日分限度) ④現地からの移送費用(♣) ⑤遺体処理費用(100万円限度) ⑥諸雑費(救援者の渡航手続費、現地での交通費・通信費等合計で20万円限度)	● 救援費用部分 ①海外旅行中の事故によるケガが原因で事故の発生の日からその日を含めて 180日以内 に死亡した場合 ②海外旅行中に病気または妊娠・出産・早産・流産により死亡した場合 ③海外旅行中に発病した病気(♣)により、海外旅行終了日からその日を含めて 30日以内 に死亡した場合 ④海外旅行中の事故によるケガまたは海外旅行中に発病した病気(海外旅行中に医師の治療を開始した病気に限ります。)により 3日以上 続けて入院した場合 ⑤搭乗中の航空機、船舶が行方不明もしくは遭難した場合、事故により生死が確認できない場合、捜索・救助活動が必要となったことが警察等公的機関により確認された場合 ⑥海外旅行中に誘拐された場合または行方不明になった場合(救援者費用等追加補償特約)			● 救援費用部分 ①海外旅行中の事故によるケガが原因で事故の発生の日からその日を含めて 180日以内 に死亡した場合 ②海外旅行中に病気または妊娠・出産・早産・流産により死亡した場合 ③海外旅行中に発病した病気(♣)により、海外旅行終了日からその日を含めて 30日以内 に死亡した場合 ④海外旅行中の事故によるケガまたは海外旅行中に発病した病気(海外旅行中に医師の治療を開始した病気に限ります。)により 3日以上 続けて入院した場合 ⑤搭乗中の航空機、船舶が行方不明もしくは遭難した場合、事故により生死が確認できない場合、捜索・救助活動が必要となったことが警察等公的機関により確認された場合 ⑥海外旅行中に誘拐された場合または行方不明になった場合(救援者費用等追加補償特約)		● 救援費用部分 ①海外旅行中の事故によるケガが原因で事故の発生の日からその日を含めて 180日以内 に死亡した場合 ②海外旅行中に病気または妊娠・出産・早産・流産により死亡した場合 ③海外旅行中に発病した病気(♣)により、海外旅行終了日からその日を含めて 30日以内 に死亡した場合 ④海外旅行中の事故によるケガまたは海外旅行中に発病した病気(海外旅行中に医師の治療を開始した病気に限ります。)により 3日以上 続けて入院した場合 ⑤搭乗中の航空機、船舶が行方不明もしくは遭難した場合、事故により生死が確認できない場合、捜索・救助活動が必要となったことが警察等公的機関により確認された場合 ⑥海外旅行中に誘拐された場合または行方不明になった場合(救援者費用等追加補償特約)		● 救援費用部分 ①海外旅行中の事故によるケガが原因で事故の発生の日からその日を含めて 180日以内 に死亡した場合 ②海外旅行中に病気または妊娠・出産・早産・流産により死亡した場合 ③海外旅行中に発病した病気(♣)により、海外旅行終了日からその日を含めて 30日以内 に死亡した場合 ④海外旅行中の事故によるケガまたは海外旅行中に発病した病気(海外旅行中に医師の治療を開始した病気に限ります。)により 3日以上 続けて入院した場合 ⑤搭乗中の航空機、船舶が行方不明もしくは遭難した場合、事故により生死が確認できない場合、捜索・救助活動が必要となったことが警察等公的機関により確認された場合 ⑥海外旅行中に誘拐された場合または行方不明になった場合(救援者費用等追加補償特約)		● 救援費用部分 ①海外旅行中の事故によるケガが原因で事故の発生の日からその日を含めて 180日以内 に死亡した場合 ②海外旅行中に病気または妊娠・出産・早産・流産により死亡した場合 ③海外旅行中に発病した病気(♣)により、海外旅行終了日からその日を含めて 30日以内 に死亡した場合 ④海外旅行中の事故によるケガまたは海外旅行中に発病した病気(海外旅行中に医師の治療を開始した病気に限ります。)により 3日以上 続けて入院した場合 ⑤搭乗中の航空機、船舶が行方不明もしくは遭難した場合、事故により生死が確認できない場合、捜索・救助活動が必要となったことが警察等公的機関により確認された場合 ⑥海外旅行中に誘拐された場合または行方不明になった場合(救援者費用等追加補償特約)		● 救援費用部分 ①海外旅行中の事故によるケガが原因で事故の発生の日からその日を含めて 180日以内 に死亡した場合 ②海外旅行中に病気または妊娠・出産・早産・流産により死亡した場合 ③海外旅行中に発病した病気(♣)により、海外旅行終了日からその日を含めて 30日以内 に死亡した場合 ④海外旅行中の事故によるケガまたは海外旅行中に発病した病気(海外旅行中に医師の治療を開始した病気に限ります。)により 3日以上 続けて入院した場合 ⑤搭乗中の航空機、船舶が行方不明もしくは遭難した場合、事故により生死が確認できない場合、捜索・救助活動が必要となったことが警察等公的機関により確認された場合 ⑥海外旅行中に誘拐された場合または行方不明になった場合(救援者費用等追加補償特約)		● 救援費用部分 ①海外旅行中の事故によるケガが原因で事故の発生の日からその日を含めて 180日以内 に死亡した場合 ②海外旅行中に病気または妊娠・出産・早産・流産により死亡した場合 ③海外旅行中に発病した病気(♣)により、海外旅行終了日からその日を含めて 30日以内 に死亡した場合 ④海外旅行中の事故によるケガまたは海外旅行中に発病した病気(海外旅行中に医師の治療を開始した病気に限ります。)により 3日以上 続けて入院した場合 ⑤搭乗中の航空機、船舶が行方不明もしくは遭難した場合、事故により生死が確認できない場合、捜索・救助活動が必要となったことが警察等公的機関により確認された場合 ⑥海外旅行中に誘拐された場合または行方不明になった場合(救援者費用等追加補償特約)		● 救援費用部分 ①海外旅行中の事故によるケガが原因で事故の発生の日からその日を含めて 180日以内 に死亡した場合 ②海外旅行中に病気または妊娠・出産・早産・流産により死亡した場合 ③海外旅行中に発病した病気(♣)により、海外旅行終了日からその日を含めて 30日以内 に死亡した場合 ④海外旅行中の事故によるケガまたは海外旅行中に発病した病気(海外旅行中に医師の治療を開始した病気に限ります。)により 3日以上 続けて入院した場合 ⑤搭乗中の航空機、船舶が行方不明もしくは遭難した場合、事故により生死が確認できない場合、捜索・救助活動が必要となったことが警察等公的機関により確認された場合 ⑥海外旅行中に誘拐された場合または行方不明になった場合(救援者費用等追加補償特約)		● 救援費用部分 ①海外旅行中の事故によるケガが原因で事故の発生の日からその日を含めて 180日以内 に死亡した場合 ②海外旅行中に病気または妊娠・出産・早産・流産により死亡した場合 ③海外旅行中に発病した病気(♣)により、海外旅行終了日からその日を含めて 30日以内 に死亡した場合 ④海外旅行中の事故によるケガまたは海外旅行中に発病した病気(海外旅行中に医師の治療を開始した病気に限ります。)により 3日以上 続けて入院した場合 ⑤搭乗中の航空機、船舶が行方不明もしくは遭難した場合、事故により生死が確認できない場合、捜索・救助活動が必要となったことが警察等公的機関により確認された場合 ⑥海外旅行中に誘拐された場合または行方不明になった場合(救援者費用等追加補償特約)		● 救援費用部分 ①海外旅行中の事故によるケガが原因で事故の発生の日からその日を含めて 180日以内 に死亡した場合 ②海外旅行中に病気または妊娠・出産・早産・流産により死亡した場合 ③海外旅行中に発病した病気(♣)により、海外旅行終了日からその日を含めて 30日以内 に死亡した場合 ④海外旅行中の事故によるケガまたは海外旅行中に発病した病気(海外旅行中に医師の治療を開始した病気に限ります。)により 3日以上 続けて入院した場合 ⑤搭乗中の航空機、船舶が行方不明もしくは遭難した場合、事故により生死が確認できない場合、捜索・救助活動が必要となったことが警察等公的機関により確認された場合 ⑥海外旅行中に誘拐された場合または行方不明になった場合(救援者費用等追加補償特約)		● 救援費用部分 ①海外旅行中の事故によるケガが原因で事故の発生の日からその日を含めて 180日以内 に死亡した場合 ②海外旅行中に病気または妊娠・出産・早産・流産により死亡した場合 ③海外旅行中に発病した病気(♣)により、海外旅行終了日からその日を含めて 30日以内 に死亡した場合 ④海外旅行中の事故によるケガまたは海外旅行中に発病した病気(海外旅行中に医師の治療を開始した病気に限ります。)により 3日以上 続けて入院した場合 ⑤搭乗中の航空機、船舶が行方不明もしくは遭難した場合、事故により生死が確認できない場合、捜索・救助活動が必要となったことが警察等公的機関により確認された場合 ⑥海外旅行中に誘拐された場合または行方不明になった場合(救援者費用等追加補償特約)		● 救援費用部分 ①海外旅行中の事故によるケガが原因で事故の発生の日からその日を含めて 180日以内 に死亡した場合 ②海外旅行中に病気または妊娠・出産・早産・流産により死亡した場合 ③海外旅行中に発病した病気(♣)により、海外旅行終了日からその日を含めて 30日以内 に死亡した場合 ④海外旅行中の事故によるケガまたは海外旅行中に発病した病気(海外旅行中に医師の治療を開始した病気に限ります。)により 3日以上 続けて入院した場合 ⑤搭乗中の航空機、船舶が行方不明もしくは遭難した場合、事故により生死が確認できない場合、捜索・救助活動が必要となったことが警察等公的機関により確認された場合 ⑥海外旅行中に誘拐された場合または行方不明になった場合(救援者費用等追加補償特約)		● 救援費用部分 ①海外旅行中の事故によるケガが原因で事故の発生の日からその日を含めて 180日以内 に死亡した場合 ②海外旅行中に病気または妊娠・出産・早産・流産により死亡した場合 ③海外旅行中に発病した病気(♣)により、海外旅行終了日からその日を含めて 30日以内 に死亡した場合 ④海外旅行中の事故によるケガまたは海外旅行中に発病した病気(海外旅行中に医師の治療を開始した病気に限ります。)により 3日以上 続けて入院した場合 ⑤搭乗中の航空機、船舶が行方不明もしくは遭難した場合、事故により生死が確認できない場合、捜索・救助活動が必要となったことが警察等公的機関により確認された場合 ⑥海外旅行中に誘拐された場合または行方不明になった場合(救援者費用等追加補償特約)		● 救援費用部分 ①海外旅行中の事故によるケガが原因で事故の発生の日からその日を含めて 180日以内 に死亡した場合 ②海外旅行中に病気または妊娠・出産・早産・流産により死亡した場合 ③海外旅行中に発病した病気(♣)により、海外旅行終了日からその日を含めて 30日以内 に死亡した場合 ④海外旅行中の事故によるケガまたは海外旅行中に発病した病気(海外旅行中に医師の治療を開始した病気に限ります。)により 3日以上 続けて入院した場合 ⑤搭乗中の航空機、船舶が行方不明もしくは遭難した場合、事故により生死が確認できない場合、捜索・救助活動が必要となったことが警察等公的機関により確認された場合 ⑥海外旅行中に誘拐された場合または行方不明になった場合(救援者費用等追加補償特約)		● 救援費用部分 ①海外旅行中の事故によるケガが原因で事故の発生の日からその日を含めて 180日以内 に死亡した場合 ②海外旅行中に病気または妊娠・出産・早産・流産により死亡した場合 ③海外旅行中に発病した病気(♣)により、海外旅行終了日からその日を含めて 30日以内 に死亡した場合 ④海外旅行中の事故によるケガまたは海外旅行中に発病した病気(海外旅行中に医師の治療を開始した病気に限ります。)により 3日以上 続けて入院した場合 ⑤搭乗中の航空機、船舶が行方不明もしくは遭難した場合、事故により生死が確認できない場合、捜索・救助活動が必要となったことが警察等公的機関により確認された場合 ⑥海外旅行中に誘拐された場合または行方不明になった場合(救援者費用等追加補償特約)		● 救援費用部分 ①海外旅行中の事故によるケガが原因で事故の発生の日からその日を含めて 180日以内 に死亡した場合 ②海外旅行中に病気または妊娠・出産・早産・流産により死亡した場合 ③海外旅行中に発病した病気(♣)により、海外旅行終了日からその日を含めて 30日以内 に死亡した場合 ④海外旅行中の事故によるケガまたは海外旅行中に発病した病気(海外旅行中に医師の治療を開始した病気に限ります。)により 3日以上 続けて入院した場合 ⑤搭乗中の航空機、船舶が行方不明もしくは遭難した場合、事故により生死が確認できない場合、捜索・救助活動が必要となったことが警察等公的機関により確認された場合 ⑥海外旅行中に誘拐された場合または行方不明になった場合(救援者費用等追加補償特約)		● 救援費用部分 ①海外旅行中の事故によるケガが原因で事故の発生の日からその日を含めて 180日以内 に死亡した場合 ②海外旅行中に病気または妊娠・出産・早産・流産により死亡した場合 ③海外旅行中に発病した病気(♣)により、海外旅行終了日からその日を含めて 30日以内 に死亡した場合 ④海外旅行中の事故によるケガまたは海外旅行中に発病した病気(海外旅行中に医師の治療を開始した病気に限ります。)により 3日以上 続けて入院した場合 ⑤搭乗中の航空機、船舶が行方不明もしくは遭難した場合、事故により生死が確認できない場合、捜索・救助活動が必要となったことが警察等公的機関により確認された場合 ⑥海外旅行中に誘拐された場合または行方不明になった場合(救援者費用等追加補償特約)		● 救援費用部分 ①海外旅行中の事故によるケガが原因で事故の発生の日からその日を含めて 180日以内 に死亡した場合 ②海外旅行中に病気または妊娠・出産・早産・流産により死亡した場合 ③海外旅行中に発病した病気(♣)により、海外旅行終了日からその日を含めて 30日以内 に死亡した場合 ④海外旅行中の事故によるケガまたは海外旅行中に発病した病気(海外旅行中に医師の治療を開始した病気に限ります。)により 3日以上 続けて入院した場合 ⑤搭乗中の航空機、船舶が行方不明もしくは遭難した場合、事故により生死が確認できない場合、捜索・救助活動が必要となったことが警察等公的機関により確認された場合 ⑥海外旅行中に誘拐された場合または行方不明になった場合(救援者費用等追加補償特約)		● 救援費用部分 ①海外旅行中の事故によるケガが原因で事故の発生の日からその日を含めて 180日以内 に死亡した場合 ②海外旅行中に病気または妊娠・出産・早産・流産により死亡した場合 ③海外旅行中に発病した病気(♣)により、海外旅行終了日からその日を含めて 30日以内 に死亡した場合 ④海外旅行中の事故によるケガまたは海外旅行中に発病した病気(海外旅行中に医師の治療を開始した病気に限ります。)により 3日以上 続けて入院した場合 ⑤搭乗中の航空機、船舶が行方不明もしくは遭難した場合、事故により生死が確認できない場合、捜索・救助活動が必要となったことが警察等公的機関により確認された場合 ⑥海外旅行中に誘拐された場合または行方不明になった場合(救援者費用等追加補償特約)		● 救援費用部分 ①海外旅行中の事故によるケガが原因で事故の発生の日からその日を含めて 180日以内 に死亡した場合 ②海外旅行中に病気または妊娠・出産・早産・流産により死亡した場合 ③海外旅行中に発病した病気(♣)により、海外旅行終了日からその日を含めて 30日以内 に死亡した場合 ④海外旅行中の事故によるケガまたは海外旅行中に発病した病気(海外旅行中に医師の治療を開始した病気に限ります。)により 3日以上 続けて入院した場合 ⑤搭乗中の航空機、船舶が行方不明もしくは遭難した場合、事故により生死が確認できない場合、捜索・救助活動が必要となったことが警察等公的機関により確認された場合 ⑥海外旅行中に誘拐された場合または行方不明になった場合(救援者費用等追加補償特約)		● 救援費用部分 ①海外旅行中の事故によるケガが原因で事故の発生の日からその日を含めて 180日以内 に死亡した場合 ②海外旅行中に病気または妊娠・出産・早産・流産により死亡した場合 ③海外旅行中に発病した病気(♣)により、海外旅行終了日からその日を含めて 30日以内 に死亡した場合 ④海外旅行中の事故によるケガまたは海外旅行中に発病した病気(海外旅行中に医師の治療を開始した病気に限ります。)により 3日以上 続けて入院した場合 ⑤搭乗中の航空機、船舶が行方不明もしくは遭難した場合、事故により生死が確認できない場合、捜索・救助活動が必要となったことが警察等公的機関により確認された場合 ⑥海外旅行中に誘拐された場合または行方不明になった場合(救援者費用等追加補償特約)		● 救援費用部分 ①海外旅行中の事故によるケガが原因で事故の発生の日からその日を含めて 180日以内 に死亡した場合 ②海外旅行中に病気または妊娠・出産・早産・流産により死亡した場合 ③海外旅行中に発病した病気(♣)により、海外旅行終了日からその日を含めて 30日以内 に死亡した場合 ④海外旅行中の事故によるケガまたは海外旅行中に発病した病気(海外旅行中に医師の治療を開始した病気に限ります。)により 3日以上 続けて入院した場合 ⑤搭乗中の航空機、船舶が行方不明もしくは遭難した場合、事故により生死が確認できない場合、捜索・救助活動が必要となったことが警察等公的機関により確認された場合 ⑥海外旅行中に誘拐された場合または行方不明になった場合(救援者費用等追加補償特約)		● 救援費用部分 ①海外旅行中の事故によるケガが原因で事故の発生の日からその日を含めて 180日以内 に死亡した場合 ②海外旅行中に病気または妊娠・出産・早産・流産により死亡した場合 ③海外旅行中に発病した病気(♣)により、海外旅行終了日からその日を含めて 30日以内 に死亡した場合 ④海外旅行中の事故によるケガまたは海外旅行中に発病した病気(海外旅行中に医師の治療を開始した病気に限ります。)により 3日以上 続けて入院した場合 ⑤搭乗中の航空機、船舶が行方不明もしくは遭難した場合、事故により生死が確認できない場合、捜索・救助活動が必要となったことが警察等公的機関により確認された場合 ⑥海外旅行中に誘拐された場合または行方不明になった場合(救援者費用等追加補償特約)		● 救援費用部分 ①海外旅行中の事故によるケガが原因で事故の発生の日からその日を含めて 180日以内 に死亡した場合 ②海外旅行中に病気または妊娠・出産・早産・流産により死亡した場合 ③海外旅行中に発病した病気(♣)により、海外旅行終了日からその日を含めて 30日以内 に死亡した場合 ④海外旅行中の事故によるケガまたは海外旅行中に発病した病気(海外旅行中に医師の治療を開始した病気に限ります。)により 3日以上 続けて入院した場合 ⑤搭乗中の航空機、船舶が行方不明もしくは遭難した場合、事故により生死が確認できない場合、捜索・救助活動が必要となったことが警察等公的機関により確認された場合 ⑥海外旅行中に誘拐された場合または行方不明になった場合(救援者費用等追加補償特約)		● 救援費用部分 ①海外旅行中の事故によるケガが原因で事故の発生の日からその日を含めて 180日以内 に死亡した場合 ②海外旅行中に病気または妊娠・出産・早産・流産により死亡した場合 ③海外旅行中に発病した病気(♣)により、海外旅行終了日からその日を含めて 30日以内 に死亡した場合 ④海外旅行中の事故によるケガまたは海外旅行中に発病した病気(海外旅行中に医師の治療を開始した病気に限ります。)により 3日以上 続けて入院した場合 ⑤搭乗中の航空機、船舶が行方不明もしくは遭難した場合、事故により生死が確認できない場合、捜索・救助活動が必要となったことが警察等公的機関により確認された場合 ⑥海外旅行中に誘拐された場合または行方不明になった場合(救援者費用等追加補償特約)		● 救援費用部分 ①海外旅行中の事故によるケガが原因で事故の発生の日からその日を含めて 180日以内 に死亡した場合 ②海外旅行中に病気または妊娠・出産・早産・流産により死亡した場合 ③海外旅行中に発病した病気(♣)により、海外旅行終了日からその日を含めて 30日以内 に死亡した場合 ④海外旅行中の事故によるケガまたは海外旅行中に発病した病気(海外旅行中に医師の治療を開始した病気に限ります。)により 3日以上 続けて入院した場合 ⑤搭乗中の航空機、船舶が行方不明もしくは遭難した場合、事故により生死が確認できない場合、捜索・救助活動が必要となったことが警察等公的機関により確認された場合 ⑥海外旅行中に誘拐された場合または行方不明になった場合(救援者費用等追加補償特約)		● 救援費用部分 ①海外旅行中の事故によるケガが原因で事故の発生の日からその日を含めて 180日以内 に死亡した場合 ②海外旅行中に病気または妊娠・出産・早産・流産により死亡した場合 ③海外旅行中に発病した病気(♣)により、海外旅行終了日からその日を含めて 30日以内 に死亡した場合 ④海外旅行中の事故によるケガまたは海外旅行中に発病した病気(海外旅行中に医師の治療を開始した病気に限ります。)により 3日以上 続けて入院した場合 ⑤搭乗中の航空機、船舶が行方不明もしくは遭難した場合、事故により生死が確認できない場合、捜索・救助活動が必要となったことが警察等公的機関により確認された場合 ⑥海外旅行中に誘拐された場合または行方不明になった場合(救援者費用等追加補償特約)		● 救援費用部分 ①海外旅行中の事故によるケガが原因で事故の発生の日からその日を含めて 180日以内 に死亡した場合 ②海外旅行中に病気または妊娠・出産・早産・流産により死亡した場合 ③海外旅行中に発病した病気(♣)により、海外旅行終了日からその日を含めて 30日以内 に死亡した場合 ④海外旅行中の事故によるケガまたは海外旅行中に発病した病気(海外旅行中に医師の治療を開始した病気に限ります。)により 3日以上 続けて入院した場合 ⑤搭乗中の航空機、船舶が行方不明もしくは遭難した場合、事故により生死が確認できない場合、捜索・救助活動が必要となったことが警察等公的機関により確認された場合 ⑥海外旅行中に誘拐された場合または行方不明になった場合(救援者費用等追加補償特約)		● 救援費用部分 ①海外旅行中の事故によるケガが原因で事故の発生の日からその日を含めて 180日以内 に死亡した場合 ②海外旅行中に病気または妊娠・出産・早産・流産により死亡した場合 ③海外旅行中に発病した病気(♣)により、海外旅行終了日からその日を含めて 30日以内 に死亡した場合 ④海外旅行中の事故によるケガまたは海外旅行中に発病した病気(海外旅行中に医師の治療を開始した病気に限ります。)により 3日以上 続けて入院した場合 ⑤搭乗中の航空機、船舶が行方不明もしくは遭難した場合、事故により生死が確認できない場合、捜索・救助活動が必要となったことが警察等公的機関により確認された場合 ⑥海外旅行中に誘拐された場合または行方不明になった場合(救援者費用等追加補償特約)		● 救援費用部分 ①海外旅行中の事故によるケガが原因で事故の発生の日からその日を含めて 180日以内 に死亡した場合 ②海外旅行中に病気または妊娠・出産・早産・流産により死亡した場合 ③海外旅行中に発病した病気(♣)により、海外旅行終了日からその日を含めて 30日以内 に死亡した場合 ④海外旅行中の事故によるケガまたは海外旅行中に発病した病気(海外旅行中に医師の治療を開始した病気に限ります。)により 3日以上 続けて入院した場合 ⑤搭乗中の航空機、船舶が行方不明もしくは遭難した場合、事故により生死が確認できない場合、捜索・救助活動が必要となったことが警察等公的機関により確認された場合 ⑥海外旅行中に誘拐された場合または行方不明になった場合(救援者費用等追加補償特約)		● 救援費用部分 ①海外旅行中の事故によるケガが原因で事故の発生の日からその日を含めて 180日以内 に死亡した場合 ②海外旅行中に病気または妊娠・出産・早産・流産により死亡した場合 ③海外旅行中に発病した病気(♣)により、海外旅行終了日からその日を含めて 30日以内 に死亡した場合 ④海外旅行中の事故によるケガまたは海外旅行中に発病した病気(海外旅行中に医師の治療を開始した病気に限ります。)により 3日以上 続けて入院した場合 ⑤搭乗中の航空機、船舶が行方不明もしくは遭難した場合、事故により生死が確認できない場合、捜索・救助活動が必要となったことが警察等公的機関により確認された場合 ⑥海外旅行中に誘拐された場合または行方不明になった場合(救援者費用等追加補償特約)		● 救援費用部分 ①海外旅行中の事故によるケガが原因で事故の発生の日からその日を含めて 180日以内 に死亡した場合 ②海外旅行中に病気または妊娠・出産・早産・流産により死亡した場合 ③海外旅行中に発病した病気(♣)により、海外旅行終了日からその日を含めて 30日以内 に死亡した場合 ④海外旅行中の事故によるケガまたは海外旅行中に発病した病気(海外旅行中に医師の治療を開始した病気に限ります。)により 3日以上 続けて入院した場合 ⑤搭乗中の航空機、船舶が行方不明もしくは遭難した場合、事故により生死が確認できない場合、捜索・救助活動が必要となったことが警察等公的機関により確認された場合 ⑥海外旅行中に誘拐された場合または行方不明になった場合(救援者費用等追加補償特約)		● 救援費用部分 ①海外旅行中の事故によるケガが原因で事故の発生の日からその日を含めて 180日以内 に死亡した場合 ②海外旅行中に病気または妊娠・出産・早産・流産により死亡した場合 ③海外旅行中に発病した病気(♣)により、海外旅行終了日からその日を含めて 30日以内 に死亡した場合 ④海外旅行中の事故によるケガまたは海外旅行中に発病した病気(海外旅行中に医師の治療を開始した病気に限ります。)により 3日以上 続けて入院した場合 ⑤搭乗中の航空機、船舶が行方不明もしくは遭難した場合、事故により生死が確認できない場合、捜索・救助活動が必要となったことが警察等公的機関により確認された場合 ⑥海外旅行中に誘拐された場合または行方不明になった場合(救援者費用等追加補償特約)		● 救援費用部分 ①海外旅行中の事故によるケガが原因で事故の発生の日からその日を含めて 180日以内 に死亡した場合 ②海外旅行中に病気または妊娠・出産・早産・流産により死亡した場合 ③海外旅行中に発病した病気(♣)により、海外旅行終了日からその日を含めて 30日以内 に死亡した場合 ④海外旅行中の事故によるケガまたは海外旅行中に発病した病気(海外旅行中に医師の治療を開始した病気に限ります。)により 3日以上 続けて入院した場合 ⑤搭乗中の航空機、船舶が行方不明もしくは遭難した場合、事故により生死が確認できない場合、捜索・救助活動が必要となったことが警察等公的機関により確認された場合 ⑥海外旅行中に誘拐された場合または行方不明になった場合(救援者費用等追加補償特約)		● 救援費用部分 ①海外旅行中の事故によるケガが原因で事故の発生の日からその日を含めて 180日以内 に死亡した場合 ②海外旅行中に病気または妊娠・出産・早産・流産により死亡した場合 ③海外旅行中に発病した病気(♣)により、海外旅行終了日からその日を含めて 30日以内 に死亡した場合 ④海外旅行中の事故によるケガまたは海外旅行中に発病した病気(海外旅行中に医師の治療を開始した病気に限ります。)により 3日以上 続けて入院した場合 ⑤搭乗中の航空機、船舶が行方不明もしくは遭難した場合、事故により生死が確認できない場合、捜索・救助活動が必要となったことが警察等公的機関により確認された場合 ⑥海外旅行中に誘拐された場合または行方不明になった場合(救援者費用等追加補償特約)		● 救援費用部分 ①海外旅行中の事故によるケガが原因で事故の発生の日からその日を含めて 180日以内 に死亡した場合 ②海外旅行中に病気または妊娠・出産・早産・流産により死亡した場合 ③海外旅行中に発病した病気(♣)により、海外旅行終了日からその日を含めて 30日以内 に死亡した場合 ④海外旅行中の事故によるケガまたは海外旅行中に発病した病気(海外旅行中に医師の治療を開始した病気に限ります。)により 3日以上 続けて入院した場合 ⑤搭乗中の航空機、船舶が行方不明もしくは遭難した場合、事故により生死が確認できない場合、捜索・救助活動が必要となったことが警察等公的機関により確認された場合 ⑥海外旅行中に誘拐された場合または行方不明になった場合(救援者費用等追加補償特約)		● 救援費用部分 ①海外旅行中の事故によるケガが原因で事故の発生の日からその日を含めて 180日以内 に死亡した場合 ②海外旅行中に病気または妊娠・出産・早産・流産により死亡した場合 ③海外旅行中に発病した病気(♣)により、海外旅行終了日からその日を含めて 30日以内 に死亡した場合 ④海外旅行中の事故によるケガまたは海外旅行中に発病した病気(海外旅行中に医師の治療を開始した病気に限ります。)により 3日以上 続けて入院した場合 ⑤搭乗中の航空機、船舶が行方不明もしくは遭難した場合、事故により生死が確認できない場合、捜索・救助活動が必要となったことが警察等公的機関により確認された場合 ⑥海外旅行中に誘拐された場合または行方不明になった場合(救援者費用等追加補償特約)

◆海外旅行保険の概要※（保険期間31日まで用）◆

※「重要な事項等のご説明（重要事項等説明書）」（ページ9～）をあわせてご参照ください。

- 海外旅行中…保険期間（保険のご契約期間）中で、かつ被保険者が海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの旅行行程中をいいます。
- 被保険者…保険の対象となる方または補償を受ける方をいいます。

保険金をお支払いする主な場合

賠償責任

海外旅行中に誤って他人にケガをさせたり、他人の物（♣）を壊すなどして損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合

♣ 保険契約者または被保険者がレンタル業者より借り入れた旅行用品・生活用品を含みます。



携行品

海外旅行中に携行品（カメラ、宝石、衣類、航空券、旅券など）が、盗難・破損・火災などの偶然な事故により損害を受けた場合

☒ 携行品は、被保険者が所有（旅行開始前に被保険者が、その旅行のために親族や友人など被保険者以外の方から無償で借りた物を含みます。）かつ携行する身の回り品をいいますが、次に掲げる物は含まれません。

- ・通貨（♣）、小切手、クレジットカード、コンタクトレンズ、定期券、各種書類
- ・サーフィン・ウインドサーフィン等の運動を行うための用具
- ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山・スカイダイビング・ハンググライダー等の特に危険なスポーツ等を行っている間のスポーツ等の用具
- ・被保険者の居住施設内にある物、別送品
- ・商品・製品等、業務にのみ使用される物
- ・データ、ソフトウェア等

♣ 通貨の盗難については、通貨盗難補償特約をセットしている場合に、通貨盗難保険金でお支払いの対象になります。

通貨盗難

海外旅行中に被保険者が携行する通貨（♣1）が盗難にあった場合（♣2）
ただし、盗難にあった場合、直ちに警察署に届け出て、現地の警察署の盗難届出証明書を取得する必要があります。

♣1 流通手段、支払手段として法律により強制力が付与された貨幣をいい、銀行券、硬貨、政府発行紙幣があります。小切手、手形、預貯金証書および法律によって強制力が付与されていないもの（プリペイドカード、電子マネー、クレジットカード、仮想通貨等）は含まれません。

♣2 被保険者が滞在する居住施設内にある通貨の盗難は対象となりません。

旅行事故
緊急費用

海外旅行中の予期せぬ偶然な事故（♣1）により、海外旅行中に次の①～⑦までの費用の負担を余儀なくされた場合

- ①交通費
- ②ホテル等の宿泊施設の客室料
- ③食事代（♣2）
- ④国際電話料等通信費
- ⑤渡航手続費
- ⑥渡航先で予定していたサービスの取消料等
- ⑦身の回り品の購入費用（♣3）

♣1 公的機関、交通機関、宿泊機関、医療機関または旅行業者によりその発生の証明がなされる事故に限りま。

♣2 食事代は、次のア、またはイ、に該当し、費用を負担した場合にお支払いします。

ア 搭乗予定の航空機について、**6時間以上**の出発遅延・欠航・運休・航空運送事業者の搭乗予約受付業務に不備があったことによる搭乗不能により、出発予定時刻から**6時間以内**に代替となる他の航空機を利用できない場合、または搭乗した航空機の着陸地変更により、着陸時刻から**6時間以内**に代替となる他の航空機を利用できない場合

イ 搭乗していた航空機の遅延等により乗り継ぎの予定だった出発機に搭乗できず、到着機の到着時刻から**6時間以内**に出発機の代替となる他の航空機を利用できない場合

♣3 身の回り品の購入費用は、乗客として搭乗する航空機に寄託した手荷物が、航空機の目的地到着後**6時間**を経過してもその目的地に運搬されなかった場合で、航空機到着後**96時間以内**に費用を負担したときにお支払いします。（住居に帰着した後の費用はお支払いの対象になりません。）

お支払い する保険金

1回の事故について、賠償責任保険金額を限度として、損害賠償金の額などをお支払いします。また、エイチ・エス損保の承認を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁・和解・調停に要した費用などもお支払いします。

注1 賠償金額の決定には、事前にエイチ・エス損保の承認を必要とします。

注2 被保険者が未成年者など責任無能力者の場合で、その親権者等が法律上の賠償責任を負った場合もお支払いします。

携行品**1個**（1点、1組または1対）**あたり10万円**（乗車券・航空券等の場合は合計で5万円）を限度として再調達価額または修理費のいずれか低い額をお支払いします。ただし、これらお支払いする保険金の総額は、携行品損害保険金額をもって保険期間中のお支払いの限度とします。

注1 再調達価額とは、同一の質、用途、規模、型、能力の物を新たに購入するのに必要な金額をいいます。

注2 旅券については、その再取得または渡航書取得の費用（領事館に納付した発給手数料、事故地から最寄りの在外公館所在地までの交通費、ホテル客室料、発給のための写真代をいいます。）を1回の事故につき5万円を限度としてお支払いします。

注3 自動車または原動機付自転車の運転免許証については、国または都道府県に納付した再発給手数料、再発給のために新たに撮影した写真代を損害額とします。

1回の事故について、盗難によって生じた通貨の損害額から自己負担額5,000円を差し引いた額をお支払いします。

ただし、お支払いする保険金の総額は、通貨盗難保険金額（**3万円**）をもって保険期間中のお支払いの限度とします。

実際に支出した費用のうち社会通念上妥当な金額または、同等の事故に対して通常負担する費用に相当する金額をお支払いします。（払い戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額は除きます。）

ただし、下記の金額が保険期間中の支払限度額となります。

左記③の食事代は、**5千円**

左記①～⑥の各費用については、③の食事代を含めて合計で**5万円**

左記⑦の費用については、①～⑥とは別に**10万円**



保険金をお支払いできない主な場合

たとえば

- ①保険契約者または被保険者の故意
- ②戦争、革命などの事変（ただし、テロはお支払いの対象となります。）
- ③放射能汚染
- ④職業上の行為に関する賠償責任
- ⑤同居の親族に対する賠償責任
- ⑥航空機、船舶、車両（♣）、銃器の所有・使用・管理に起因する賠償責任
- ⑦受託物（他人から借りた物を含みます。）に対する賠償責任。ただし、保険契約者または被保険者がレンタル業者から借り入れた旅行用品・生活用品はお支払いの対象となります。 …など

♣ ヨット、水上オートバイ、ゴルフ場の乗用カート、観光に使用中のセグウェイに起因するものはお支払いの対象となります。

上記②、③に加え、たとえば

- ・保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者の故意・重大な過失
- ・酒気帯び運転、無資格運転、麻薬等を使用した運転中の事故
- ・差し押え・没収等の公権力の行使（火災消防・避難処置、空港などの安全確認検査での錠の破壊はお支払いの対象となります。）
- ・携行品の欠陥、自然の消耗
- ・**携行品の置き忘れ、紛失** …など

なお、レンタル業者から借りた旅行用品・生活用品に損害が生じた場合は「賠償責任」で保険金をお支払いすることができます。

たとえば

- ・保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者の故意・重大な過失
- ・保険契約者および被保険者の親族が自ら行った盗難または荷担した盗難
- ・地震、噴火もしくはこれらによる津波、風災、水災または雪害その他の天災の際における盗難
- ・火災または破裂・爆発の際における盗難
- ・戦争、革命などの事変の際における盗難（ただし、テロの際における盗難はお支払いの対象となります。）
- ・放射能汚染の際における盗難
- ・**置き忘れ、紛失** …など

上記②、③に加え、たとえば次のような原因により生じた費用

- ・保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者の故意・重大な過失・法令違反
- ・被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ・酒気帯び運転、無資格運転、麻薬等を使用した運転中の事故
- ・妊娠・出産・早産・流産もしくはこれらに起因する疾病の発病
- ・歯科疾病の発病または症状の悪化
- ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ・被保険者が乗客として搭乗しているまたは搭乗予定の航空機、船舶、車両等の交通機関のうち運行時刻が定められていないものの遅延または欠航・運休
- ・被保険者が危険な運動を行っている間のケガ
- ・むちうち症、腰痛などで医学的他覚所見のないもの
- …など

お申し込みの際には、「重要な事項等のご説明」※を必ずお読みください。

※「重要な事項等のご説明」は、海外旅行保険申込書にも同内容のものがセットされています。

重要な事項等のご説明（重要事項等説明書）

この説明書では、海外旅行保険に関する重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）についてご説明しています。
ご契約前に必ずお読みいただき、お申し込みくださるようお願いします。
保険契約者と被保険者が異なる場合には、この説明書に記載の事項を被保険者の方に必ずご説明ください。

契約概要

保険商品の内容をご理解いただくために重要な事項を記載しています。

注意喚起情報

ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。

ご契約の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。この説明書は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、「サポートブック（ご契約のしおり）」をご確認ください。
ご不明な点等がありましたら、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

用語のご説明

主な用語のご説明は次のとおりです。「サポートブック（ご契約のしおり）」にも「用語のご説明」が記載されていますので、ご確認ください。

普通保険約款	契約手続等に関する原則的な事項を定めたものです。
特約	普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。
保険契約者	保険契約の申し込みをされた方をいいます。保険契約者は保険契約上のさまざまな権利を有すると同時に、保険料支払義務をはじめとした義務を負います。
被保険者	保険の対象となる方または補償を受ける方をいい、保険証券または保険契約証に記載の方をいいます。ただし、賠償責任危険補償特約においては、被保険者が責任無能力者の場合には、その親権者等を被保険者とします。
保険金	事故が生じた場合に、当社がお支払いする金銭をいいます。
保険金額	ご契約金額をいい、事故が生じた場合にお支払いする保険金の限度額のことをいいます。
免責金額（自己負担額）	お支払いする保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。
保険料	保険契約に基づいて、保険契約者にお支払いいただく金銭をいいます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
海外旅行中	保険期間（保険のご契約期間）中で、かつ被保険者が、海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの旅行行程中をいいます。

I 契約締結前におけるご確認事項

1. 商品の仕組み

契約概要

海外旅行保険とは、海外旅行中に偶然な事故により被保険者がケガをしたときや病気になったときなどに保険金をお支払いするものです。

＜基本となる補償（特約）＞				＜オプションの補償（特約）＞	
基本となる補償は次のとおりです。ご契約タイプによりセットされる補償が異なりますのでパンフレット等のご契約タイプ一覧表でご確認ください。また補償を組み合わせでご契約いただくフリープランもあります。詳しくは取扱代理店までお問い合わせください。				以下のオプションがあります。	
傷害死亡 保険金支払特約	傷害後遺障害 保険金支払特約	疾病死亡 保険金支払特約	治療・救援費用 補償特約	旅行変更費用補償特約 (出国中止費用補償対象外特約セット)	
賠償責任 危険補償特約	携行品損害 補償特約	通貨盗難 補償特約	旅行事故緊急費用 (旅行中の事故による緊急費用補償特約)	留守宅家財盗難補償特約	
この他、以下の特約が自動セットされます。(条件によっては自動セットされない場合があります。詳細は「サポートブック（ご契約のしおり）」をご確認ください。)				クルーズ旅行取消費用補償特約	
「ホームヘルパー雇入費用等補償特約」「妊娠初期の症状に対する支払責任の変更に関する特約」「戦争危険等免責に関する一部修正特約」「救援者費用等追加補償特約」					

※永住権を得て海外に居住している方や帰国予定のない方は、この保険をお引受けできませんのでご注意ください。

2. 基本となる補償

契約概要 注意喚起情報

保険金をお支払いする主な場合および保険金をお支払いできない主な場合の内容は次のとおりです。
詳細は、「サポートブック（ご契約のしおり）」の「海外旅行保険の概要」および普通保険約款・特約でご確認ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害死亡保険金	海外旅行中の事故によるケガが原因で事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合 ⇒ 傷害死亡保険金額の全額を被保険者の法定相続人にお支払いします。(死亡保険金受取人を指定した場合は、死亡保険金受取人にお支払いします。) 注同一のケガにより、既に傷害後遺障害保険金をお支払いしているときは、傷害死亡保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の金額を差し引いた額をお支払いします。	【共通】 ○保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者の故意・重大な過失 ○被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為(ただし、自殺行為を行い、その行為の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合の治療・救援費用のうちの救援費用部分はお支払いの対象となります。) ○戦争、革命などの事変(ただし、テロはお支払いの対象となります。) ○放射能汚染 ○妊娠・出産・早産・流産およびこれらに基づく病気。ただし、保険期間が31日以内の契約に限り、妊娠初期の異常(妊娠満22週以後の発生は除きます。)により医師の治療を開始した場合の治療・救援費用はお支払いの対象となります。 ○歯科疾病 …など
傷害後遺障害保険金	海外旅行中の事故によるケガが原因で事故の発生の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ⇒ 後遺障害の程度に応じて傷害後遺障害保険金額の4～100%をお支払いします。お支払いする額は、保険期間を通じ合計して傷害後遺障害保険金額が限度となります。	
疾病死亡保険金	①海外旅行中に病気により死亡した場合 ②「海外旅行中に発病した病気」または「海外旅行終了後72時間以内に発病した病気(♣1)」により、海外旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡した場合(♣2) ③海外旅行中に感染した特定の感染症(☆)により、海外旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡した場合 ♣1) その原因が海外旅行開始前または終了後に発生したものを除きます。 ♣2) 海外旅行終了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始したものに限ります。 ⇒ 疾病死亡保険金額の全額を被保険者の法定相続人にお支払いします。(死亡保険金受取人を指定した場合は、死亡保険金受取人にお支払いします。)	
治療・救援費用保険金	【傷害治療費用部分】 海外旅行中の事故によるケガが原因で医師の治療を受けた場合 ⇒ 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に実際に支出した治療費等の費用のうち、社会通念上妥当な金額をお支払いします。 【疾病治療費用部分】 ①「海外旅行中に発病した病気」もしくは「海外旅行終了後72時間以内に発病した病気(♣)」により、海外旅行終了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始した場合 ②海外旅行中に感染した特定の感染症(☆)により、海外旅行終了日からその日を含めて30日以内に医師の治療を開始した場合 ♣) その原因が海外旅行開始前または終了後に発生したものを除きます。 ⇒ 治療開始日からその日を含めて180日以内に実際に支出した治療費等の費用のうち、社会通念上妥当な金額をお支払いします。 【救援費用部分】 ①海外旅行中の事故によるケガが原因で事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合 ②海外旅行中に病気または妊娠・出産・早産・流産により死亡した場合 ③海外旅行中に発病した病気により、海外旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡した場合(♣1) ④海外旅行中の事故によるケガまたは海外旅行中に発病した病気(♣2)により3日以上続けて入院した場合 ⑤搭乗中の航空機、船舶が行方不明もしくは遭難した場合、事故により生死が確認できない場合、捜索・救助活動が必要となったことが警察等公的機関により確認された場合 ⑥海外旅行中に誘拐された場合または行方不明になった場合 ♣1) 海外旅行中に医師の治療を開始し、その後も引き続き医師の治療を受けていた場合に限ります。 ♣2) 海外旅行中に医師の治療を開始した病気に限ります。 ⇒ 実際に支出した救援費用(救援者の現地までの往復運賃など)のうち、社会通念上妥当な金額をお支払いします。 【傷害/疾病治療費用部分・救援費用部分共通】 お支払いする保険金は、1回のケガ、病気、事故等について、治療・救援費用保険金額を限度とします。 ただし、【救援費用部分】⑥の場合は、治療・救援費用保険金額に関わらず、1回の事故について300万円がお支払いの限度となります。	【傷害死亡/傷害後遺障害/治療・救援費用】 ○海外旅行開始前に発生した事故によるケガが原因で死亡した場合または治療した場合 ○酒気帯び運転、無資格運転中の事故(ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合の治療・救援費用のうちの救援費用部分はお支払いの対象となります。) …など 【傷害後遺障害/治療・救援費用】 ○むちうち症、腰痛などで医学的他覚所見のないもの …など 【治療・救援費用】 ○海外旅行開始前に発病した病気の原因で治療した場合 ○海外でのカイロプラクティック、鍼(はり)または灸(きゅう)による治療 …など

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
賠償責任保険金	海外旅行中に誤って他人にケガをさせたり、他人の物（保険契約者または被保険者がレンタル業者より借り入れた旅行用品・生活用品を含みます。）を壊すなどして損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合 ⇒ 1 回の事故について、賠償責任保険金額を限度として、損害賠償金の額などをお支払いします。	○保険契約者または被保険者の故意 ○職業上の行為に関する賠償責任 ○同居の親族に対する賠償責任 ○航空機、船舶、車両（ヨット、水上オートバイ、ゴルフ場の乗用カート、観光に使用中のセグウェイに起因するものはお支払いの対象となります。）、銃器の所有・使用・管理に起因する賠償責任 ○受託物（レンタル業者から借り入れた旅行用品等はお支払いの対象となります。）に対する賠償責任 …など
携行品損害保険金	海外旅行中に携行品（カメラ、宝石、衣類、航空券、旅券など）が、盗難・破損・火災などの偶然な事故により損害を受けた場合 ⇒ 携行品1個（1点、1組または1対）あたり10万円（乗車券・航空券等の場合は合計で5万円）を限度 として再調達価額（同一の質、用途、規模、型、能力の物を新たに購入するのに必要な金額）または修理費のいずれか低い額をお支払いします。ただし、これらお支払いする保険金の総額は、携行品損害保険金額をもって保険期間中のお支払いの限度とします。	○保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者の故意・重大な過失 ○サーフィン・ウィンドサーフィン等の運動を行うための用具、 通貨 （♣）・小切手、クレジットカード、コンタクトレンズ等の携行品損害 ○携行品の欠陥、自然の消耗 ○商品・製品等、業務にのみ使用される物の損害 ○ 携行品の置き忘れ、紛失 …など （♣）通貨の盗難については、通貨盗難補償特約をセットしている場合に、通貨盗難保険金でお支払いの対象になります。
通貨盗難保険金	海外旅行中に被保険者が携行する通貨（♣1）が盗難にあった場合（♣2） ただし、盗難にあった場合、直ちに警察署に届け出て、現地の警察署の盗難届出証明書を取得する必要があります。 （♣1）流通手段、支払手段として法律により強制力が付与された貨幣をいい、銀行券、硬貨、政府発行紙幣があります。小切手、手形、預貯金証書および法律によって強制力が付与されていないもの（プリペイドカード、電子マネー、クレジットカード、仮想通貨等）は含まれません。 （♣2）被保険者が滞在する居住施設内にある通貨の盗難は対象となりません。 ⇒ 1 回の事故について、盗難によって生じた通貨の損害額から自己負担額5,000円を差し引いた額をお支払いします。ただし、お支払いする保険金の総額は、通貨盗難保険金額（ 3万円 ）をもって保険期間中のお支払いの限度とします。	○保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者の故意・重大な過失 ○保険契約者および被保険者の親族が自ら行った盗難または荷担した盗難 ○地震、噴火もしくはこれらによる津波、風災、水災または雪害その他の天災の際における盗難 ○火災または破裂・爆発の際における盗難 ○戦争、革命などの事変の際における盗難（ただし、テロの際における盗難はお支払いの対象となります。） ○放射能汚染の際における盗難 ○ 置き忘れ、紛失 …など
旅行事故緊急費用保険金	海外旅行中の予期せぬ偶然な事故（♣1）により、海外旅行中に次の①から⑦までの費用の負担を余儀なくされた場合 ①交通費 ②ホテル等の宿泊施設の客室料 ③食事代（♣2） ④国際電話料等通信費 ⑤渡航手続費 ⑥渡航先で予定していたサービスの取消料等 ⑦身の回り品の購入費用（♣3） （♣1）公的機関、交通機関、宿泊機関、医療機関または旅行業者によりその発生の証明がなされる事故に限ります。 （♣2）食事代は、次のア。またはイ。に該当し、費用を負担した場合にお支払いします。 ア。搭乗予定の航空機について、6時間以上の出発遅延・欠航・運休等により、出発予定時刻から6時間以内に代替となる他の航空機を利用できない場合、または搭乗した航空機の着陸地変更により、着陸時刻から6時間以内に代替となる他の航空機を利用できない場合 イ。搭乗していた航空機の遅延等により乗り継ぎの予定だった出発機に搭乗できず、到着機の到着時刻から6時間以内に出発機の代替となる他の航空機を利用できない場合	○保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者の故意・重大な過失・法令違反 ○歯科疾病の発病または症状の悪化 ○地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ○戦争、革命などの事変（ただし、テロはお支払いの対象となります。） ○放射能汚染 ○運行時間が定められていない交通機関の遅延または欠航・運休 …など

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
	（♣3）身の回り品の購入費用は、乗客として搭乗する航空機に寄託した手荷物が、航空機の目的地到着後6時間を経過してもその目的地に運搬されなかった場合で、航空機到着後96時間以内に費用を負担したときにお支払いします。（住居に帰着した後の費用はお支払いの対象になりません。） ⇒実際に支出した費用のうち社会通念上妥当な金額または、同等の事故に対して通常負担する費用に相当する金額（払い戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額は除きます。）をお支払いします。ただし、下記の金額が保険期間中の支払限度額となります。 ③の食事代は、5千円 ①～⑥の各費用については、③の食事代を含めて合計で5万円 ⑦の費用については、①～⑥とは別に10万円	
（☆）コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回歸熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、顎口虫、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症の感染症をいいます。		

3. オプションの補償	契約概要
オプションの補償として以下の特約をご用意しています。詳細は「サポートブック（ご契約のしおり）」等をご確認ください。	
旅行変更費用補償特約（出国中止費用補償対象外特約セット）	
被保険者・配偶者・親族の死亡・危篤・入院や自宅の火災等により、旅行を途中で取りやめ帰国した場合に取消料、違約料、帰国費用等の費用に対して保険金をお支払いします。	
留守宅家財盗難補償特約	
海外旅行中に自宅の家財が盗難にあった場合に保険金をお支払いします。ただし、家財のうち、貴金属・宝石、骨とう品等の美術品、稿本・設計書・図案などは、原則としてお引受けできません。	
クルーズ旅行取消費用補償特約	
被保険者・配偶者・親族等の死亡・危篤・入院や自宅の火災等により、予定していたクルーズ旅行を中止した場合に旅行業者等に支払う取消料、違約料、査証料等の費用に対して保険金をお支払いします。	

4. 補償重複	注意喚起情報
補償内容が同種の保険契約を既に締結している場合には、補償が重複することがあります。補償内容の差異や保険金額を確認いただき、契約の可否をご判断いただいたうえでご契約ください。また、お持ちのクレジットカードに海外旅行保険が付帯されている場合には、この保険と補償が重複することがありますのでご確認ください。（クレジットカード付帯の海外旅行保険は、保険金額が少額な場合がある等、補償内容が十分ではないことがありますので、ご注意ください。）	
5. 保険金額の設定	契約概要
保険金額の設定については、次の点にご注意ください。 ①実際にご契約いただくお客様の保険金額については、保険契約申込書にてご確認ください。 ②各保険金額には、引受けの限度額があります。傷害死亡保険金額、傷害後遺障害保険金額、疾病死亡保険金額は、被保険者の年齢・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。なお、次のいずれかに該当する場合は、傷害死亡保険金額および疾病死亡保険金額は、他の保険契約等と合算で、それぞれ1,000万円が限度となります。 ・被保険者が保険期間の初日において満15歳未満の場合 ・保険契約者と被保険者が異なる場合において、この保険契約の被保険者となることについて被保険者の同意を証する署名がない場合	

6. 保険期間および補償の開始・終了時期	契約概要	注意喚起情報
○保 険 期 間：旅行期間（海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまで）にあわせて設定してください。 ○補償の開始：保険期間の初日の午前0時以降で、海外旅行の目的をもって住居を出発したときに開始します。 ○補償の終了：保険期間の末日の午後12時。ただし、保険期間の途中であっても、住居に帰着した時点で保険は終了します。 ※旅行変更費用補償特約、クルーズ旅行取消費用補償特約等、特約によっては補償の開始または終了が上記と異なる場合があります。詳細は「サポートブック（ご契約のしおり）」をご確認ください。		

7. 保険料の決定の仕組みと払込方法等

①保険料決定の仕組み

契約概要

保険料は、被保険者の年齢、保険金額、保険期間、特約、旅行内容（海外旅行中に約款に定められた運動を行う場合など）等によって決定します。実際にご契約いただくお客様の保険料については、保険契約申込書にてご確認ください。

②保険料の払込方法

契約概要

注意喚起情報

保険料の払込方法は、ご契約と同時に全額を払い込む一時払となります。

ご注意！

取扱代理店または当社が保険料を領収する前に生じた保険事故に対しては保険金をお支払いできません。保険料はご契約と同時にお支払いください。

③保険料の払込猶予期間等の取扱い

注意喚起情報

この保険には、保険料の払込猶予期間はありません。

8. 満期返戻金・契約者配当金

契約概要

この保険には、満期返戻金・契約者配当金はありません。

Ⅱ 契約締結時におけるご注意事項

1. 告知義務（保険契約申込書記載にあたっての注意事項）

注意喚起情報

保険契約者または被保険者には、ご契約締結時に次の告知事項について事実を正確に告知いただく義務があります。保険契約申込書に、★印がついている箇所が告知事項となりますので、内容をご確認のうえ正しくご記入ください。

ご注意! 保険契約申込書にご記入いただいた告知事項の内容が事実と異なっている場合には、保険金をお支払いできないことやご契約を解除することがあります。

告 知 事 項	①被保険者の年齢	④過去の保険金請求に関する情報	⑦旅行中に従事する職業・職務
	②旅行先	⑤他の保険契約等に関する情報	
	③現在の健康状態	⑥旅行中に行う危険なスポーツ	

2. クーリングオフ（お申し込みの撤回または解除）

注意喚起情報

保険期間が1年を超えるご契約で所定の要件を満たす場合には、クーリングオフ（お申し込みの撤回または解除）を行うことができますが、当社の海外旅行保険は、保険期間が1年以内の契約に限定していますので、クーリングオフの対象とはなりません。

3. 死亡保険金受取人の指定について

注意喚起情報

死亡保険金は、受取人の指定がない場合、被保険者の法定相続人にお支払いします。特定の方に死亡保険金受取人を指定する場合は、保険契約申込書の所定欄に受取人氏名等の所要事項をご記入ください。その際、被保険者が同意したことを確認するため所定欄に被保険者の署名・押印をいただけます。これにより、指定した受取人に死亡保険金を確実にお支払いすることができます。

ご注意! 保険契約者と被保険者が異なるご契約で、死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、被保険者の同意がないと保険契約が無効となります。

Ⅲ 契約締結後におけるご注意事項

1. 通知義務等

注意喚起情報

①職業・職務を変更した場合

ご契約締結後に保険契約申込書記載の職業・職務を変更した場合（職業に就いていない方が新たに職業に就いた場合または職業に就いていた方がその職業を辞めた場合を含みます。）は、保険契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または当社にご通知いただく義務（通知義務）があります。ご通知いただいた内容によっては、保険料が変更になることがあります。なお、この場合には、職業・職務に変更が生じた時以降の期間に対して計算した保険料を請求または返還します。

ご注意! 遅滞なくご通知いただけない場合において、変更後に適用される保険料が変更前のものよりも高いときは、変更後に生じた事故によるケガなどについて保険金を削減してお支払いすることがあります。また、変更に伴い追加保険料が必要となる場合で追加保険料を払い込みいただけないときには、ご契約を解除することや、変更後に生じた事故によるケガなどについて保険金を削減してお支払いすることがあります。

ご注意! ご契約期間中に下記「お引受けできない職業・職務（引受範囲外）」の職業・職務に就いた場合は、契約を解除することがあります。この場合は保険金をお支払いできません。

お引受けできない職業・職務（引受範囲外）

スタントマン、騎手、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、プロボクサー、プロレスラー、力士、テストライダー、テストパイロット、猛獣取扱者、船舶関係従事者、港湾運搬作業、船内・沿岸運搬作業、漁業作業、火薬・爆薬類等の火気を取扱う者、強酸・劇毒物を取扱う者、採鉱・採石作業、農林作業、自動車運転者、木・竹・草・つる製品製造作業、建設作業、その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業・職務

②その他

上記の通知事項のほか、保険契約者の住所などを変更する場合も、重要なお知らせやご案内ができないこととなりますので、必ずご連絡ください。

2. 保険期間の延長手続きについて

注意喚起情報

①海外からの帰国が遅れたり、滞在期間を延長したりする場合など、保険期間の延長をご希望の場合には、取扱代理店または当社において、ご契約延長のお申し込み手続きと追加保険料の払い込みが必要となります。日本にいる代理の方（ご家族、知人等）にご連絡いただき、必ず保険期間が終了する前に、お手続きいただくようお願いいたします。延長手続きの方法については、「サポートブック（ご契約のしおり）」をご確認ください。

ご注意! 「保険期間延長の追加保険料支払に関する特約」に定める場合を除き、保険期間終了前に延長のための保険料が支払われない場合は、保険期間終了後の事故について保険金をお支払いできません。

- ②保険期間の末日までに住居へ帰着予定だったにもかかわらず、航空機の遅延や被保険者の病気・ケガによる治療等、約款に定められた事由により帰着が遅延する場合には、保険責任の終期が一定期間自動的に延長されます。なお、この期間を超えて保険期間の延長をご希望の場合はこの期間内に上記①の手続きを行ってください。
- ③「通貨盗難補償特約」および「旅行中の事故による緊急費用補償特約」をセットしている場合で、①の手続きを行い保険始期日から31日を超える延長となるときは、「通貨盗難補償特約」「旅行中の事故による緊急費用補償特約」を削除してお引受けします。

3. 解約と解約返戻金

契約概要

注意喚起情報

ご契約を解約される場合は、ご契約の取扱代理店または当社までご連絡ください。ご契約内容、解約時の条件に基づき、未経過であった期間に相当する保険料を解約返戻金としてお支払いします（日割により計算した保険料を返戻するものではありませんのでご注意ください）。

ご注意! 解約返戻金は払い込まれた保険料の合計額より少ない金額となりますのでご注意ください。（解約返戻金がない場合もあります。）なお、既にお支払いいただいた保険料と返戻する保険料の差額が最低保険料の1,000円に満たない場合、既にお支払いいただいた保険料から1,000円を差し引いた金額をお支払いします。

4. 被保険者からの解約

注意喚起情報

被保険者からのお申し出によりご契約を解除できる場合があります。詳細については、取扱代理店または当社までお問い合わせください。また本内容については、保険契約者から被保険者全員にご説明ください。

Ⅳ その他ご留意いただきたいこと

1. 取扱代理店の権限

注意喚起情報

取扱代理店は当社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・契約の管理業務などの代理業務を行っています。したがって取扱代理店と有効に成立したご契約については、当社と直接契約されたものとなります。

2. 保険会社破綻時の取扱い

注意喚起情報

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返戻金の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、引受保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返戻金等は80％まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3ヵ月までに発生した事故による保険金は100％補償されます。

3. 個人情報の取扱いについて

注意喚起情報

- 本保険契約に関する個人情報は、当社が本保険引受の審査および履行のために利用するほか、当社が、本保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります（商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。）。ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、本保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。詳しくは当社ホームページをご参照ください。
- 契約等の情報交換について
- 当社は、本保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。
- 再保険について
- 当社は、本保険契約に関する個人情報を、再保険引受会社に提供することがあります。

4. 重大事由による解除について

- 次の事由があるときは、保険金をお支払いできないことやご契約を解除することがあります。
- ①保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせ、または生じさせようとした場合
- ②詐欺を行い、または行おうとした場合
- ③暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められる場合
- ④複数の保険契約に加入することで保険金額の合計が著しく高額となる場合
- ⑤上記のほか、①から④と同程度に当社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合

5. 事故が起こったとき

- （1）まずはご連絡ください
- この保険の対象となる事故が発生した場合には、「サポートブック（ご契約のしおり）」に記載しているサポートセンター、当社、またはご契約の取扱代理店まで、病気・ケガの状況、事故の内容等を30日以内にご通知ください。
- ご注意!** 正当な理由がなくご通知のない場合、保険金を削減してお支払いすることがあります。
- 賠償事故が発生した場合で、被害者（相手側）との間で賠償額を決定（示談）する場合には、必ず事前にご連絡ください。
- ご注意!** 当社の承認のない決定（示談）をした場合、保険金を削減してお支払いすることがあります。

(2) 保険金請求の手続きについて

保険金の請求を行うときは、普通保険約款・特約に定める書類のほか、「サポートブック（ご契約のしおり）」の「保険金請求の方法」に記載の書類等をご提出いただきます。

保険金の請求に必要な書類については、「サポートブック（ご契約のしおり）」をご確認ください。

(3) 保険金の支払時期について

被保険者または保険金受取人が保険金請求の手続きを完了した日（請求完了日）から9営業日以内に保険金の支払い手続きをとります。

ご注意！ 特別な調査が必要な場合は、請求完了日からお支払いするまでの期間を9営業日より延長することがあります。（この場合には被保険者等にあらかじめ通知します。）

(4) 時効について

保険金請求権については時効（3年）があります。保険金請求権の時効の起算点は、補償項目によって異なります。例えば、傷害死亡保険の場合は、被保険者が死亡した時が時効の起算点となります。

(5) 代理請求人制度について

代理請求人制度とは、被保険者本人が保険金を請求できない事情がある等、特別な事情がある場合に、代理人による保険金の請求ができる制度です。詳しくは取扱代理店または当社までお問い合わせください。

当社への相談・苦情・お問い合わせ

【連絡先】 エイチ・エス損害保険 お客様相談室

0120-937-836（通話料無料）

受付時間：9:00～17:00（土日・祝日・年末年始を除く）

ご帰国後の事故のご連絡・保険金のご請求

☆はじめて事故のご連絡をいただくお客様

【連絡先】 エイチ・エス サポートセンター

0800-100-5503（通話料無料・国内専用）

受付時間：24時間365日

☆ご連絡済みの事故に関する保険金請求等のお問い合わせのお客様

【連絡先】 エイチ・エス損害保険

保険金支払サービス部 保険金支払サービス課

0120-123-716（通話料無料・国内専用）

受付時間：9:00～17:00（土日・祝日・年末年始を除く）

※IP電話等一部ご利用いただけない場合があります。

指定紛争解決機関

注意喚起情報

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

日本損害保険協会 そんぽADRセンター

電話番号 0570-022808【ナビダイヤル】

受付時間：9:15～17:00（土日・祝日・年末年始を除く）

詳しくは、日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<http://www.sonpo.or.jp/>)

※海外旅行中に事故で困ったとき、緊急のときのご連絡方法は「サポートブック（ご契約のしおり）」をご覧ください。

告知事項欄 質問⑥の危険なスポーツ

山岳登山（♣1）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機（♣2）操縦（♣3）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（♣4）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動、自動車、原動機付自転車、モーターボート、水上オートバイ、ゴーカート、スノーモービル等の乗用具による競技・競争・興行・試運転

（♣1）ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）

（♣2）グライダーおよび飛行船を除きます。

（♣3）職務として操縦する場合を除きます。

（♣4）モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等をいいます。）を除きます。

告知事項欄 質問⑦の職業・職務

スタントマン、騎手、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、プロボクサー、プロレスラー、力士、テストライダー、テストパイロット、猛獣取扱者、船舶関係従事者、港湾運搬作業員、船内・沿岸運搬作業員、漁業作業員、火薬・爆薬類等の火気を取扱う者、強酸・劇毒物を取扱う者、採鉱・採石作業員、農林作業員、自動車運転者、木・竹・草・つる製品製造作業員、建設作業員、その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業・職務

■このパンフレットは海外旅行保険の概要および重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）をご案内したものです。詳細については、取扱代理店またはエイチ・エス損保までお問い合わせください。

■お申し込みにあたっては、このパンフレットもしくは申込書にセットされる「重要な事項等のご説明」に基づき説明を受けてください。または、必ずお読みください。

■このパンフレットに記載以外のご契約タイプについては、申込書（お客様控）裏面をご覧ください。取扱代理店またはエイチ・エス損保までお問い合わせください。

取扱代理店はエイチ・エス損保との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・契約の管理業務などの代理業務を行っています。
したがって取扱代理店と有効に成立したご契約については、エイチ・エス損保と直接契約されたものとなります。

●お申し込み・お問い合わせ先【取扱代理店】

●引受保険会社

エイチ・エス損害保険株式会社

〒162-0845

東京都新宿区市谷本村町3番29号 フォーキャスト市ヶ谷7F

TEL 03-5227-5605（代表）

<http://www.hs-sonpo.co.jp/>